政令第三百四十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条中「の各号」を削り、同条第一号中「指導又は」を「指導、」に、「指導に」を「指導又は国際情勢の調査に」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

省　令

○農林水産省令第四十七号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第四条第一項の規定に基づき、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三日　農林水産大臣　小泉進次郎

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成二十七年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録標章の様式） **第四条**　法第四条第一項の農林水産省令で定める標章は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおりとする。 一　カラーの標章を使用する場合　様式一又は様式二 二　モノクロームの標章を使用する場合　様式三 三　単色の標章を使用する場合　様式四	（登録標章の様式） **第四条**　法第四条第一項の農林水産省令で定める標章は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおりとする。 一　カラーの標章を使用する場合　様式一 二　モノクロームの標章を使用する場合　様式二 三　単色の標章を使用する場合　様式三

様式三を様式四とし、様式二を様式三とし、様式一の次に次の様式を加える。

様式二（第四条関係）

(1)　内側の円の直径は、外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。

(2)　標章中Aから F までの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千百八十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

(3)　イ、ロ、ハ、ニ及びホの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」及び「GI」の文字の色は、次の表の左欄に掲げる部分及び文字ごとに、それぞれ同表の右欄に定める色とする。

部分又は文字	色	
イ	白	
ロ	PANTONE 199 C　又は	0 % cyan 100% magenta 65% yellow 10% black
ハ、ニ及びホ並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」、及び「GI」の文字	PANTONE 4655 C　又は	25% cyan 40% magenta 65% yellow 0 % black